



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成21年3月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)百合ヶ丘第二団地建替計画に係る事後調査報告書(建設時その3)」の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 独立行政法人都市再生機構 神奈川地域支社 地域支社長 植田 裕 三井不動産レジデンシャル株式会社、日本土地建物販売株式会社 共同企業連合体
	指定開発行為の名称	(仮称)百合ヶ丘第二団地建替計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区百合丘三丁目12番ほか 区域面積:42,109.7㎡
	指定開発行為の目的	共同住宅の建替
	指定開発行為の内容	計画戸数:627戸、計画人口:1,881人、延べ面積: 49,998.9㎡
	環境影響評価の手続経過	平成14年10月15日 条例環境影響評価準備書公告 平成15年 2月13日 条例見解書公告 平成15年 8月21日 条例環境影響評価審査書公告 平成15年 9月17日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う大気質
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成21年3月6日(金)から 平成21年4月6日(月)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成21年4月6日(月) (郵送の場合は、平成21年4月6日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm